平成31年(ワ)第1258号 損害賠償請求事件 原 告 原告1 ほか5名 被 告 国 副本

答 并 書

平成31年4月26日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

被告指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天淌一丁目11番4号 大阪法務局北分庁舎 大阪法務局訟務部(送遠場所)

(電) 話)	
(FAX)	
部				付	野		弘	越
澔				付	水	野	健	枚
上	席	訟	務	官	樱	井	ひろ	み
上	席	訟	務	官	福	島	貴	浩(
訟	1	務		官	千	同		無
訟		務		. 官	润	村		

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

JRJ	17	125	Щ		H1H
局	付	周	磁	崇	夕(
民事法制管理官付法制	第一条長	隃	궦	敦	司
民事法制管理官付法制第	一條主任	佐	藤	博	行(

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお, 仮執行の宣言は相当でないが, 仮に仮執行宣言を付する場合は,

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすること

を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。